

被保険者証一斉更新にかかる周知用ポスター作成業務仕様書

大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する被保険者証一斉更新にかかる周知用ポスターのデザイン作成、印刷及び配送業務に関して定めたものである。

1 業務名

被保険者証一斉更新にかかる周知用ポスター作成業務

2 業務内容

被保険者証一斉更新にかかる周知用ポスターのデザイン作成、印刷及び配送業務

3 作成枚数

21,500枚

4 仕様

(1) 記載内容：別紙原稿を参考にデザインを行うこと。

※ イラスト等を掲載し、見やすいデザインとすること

※ 被保険者証の色については、紙台紙の色を参考とし、色調・濃淡を合わせること。

※ レイアウト、色調等については、本仕様書に基づき受注業者が作成する内容を踏まえ、両者協議の上で最終決定することとする。

(2) サイズ等：B3判（片面） 364×515mm

(3) 使用色：カラー（多色刷）

(4) 紙質等：コート紙135kg

(5) 電子記録媒体

冊子の納品に加え、ホームページへの掲載等に対応できるように、PDFデータをCD-ROM等の電子記録媒体に保存の上、併せて納品すること。

(6) その他

うち、公益財団法人大阪府柔道整復師会発送分（1,800部程度）については四つ折りにすること。

5 校正

3回（色校正1回（本紙色校正）を含む。）

※なお、校正にかかる期間をそれぞれ1週間（7日間）以上確保し、色校正時には本紙校正を4部用意するほか、色校修正時には、再度印刷したものの提出を行うこと。

6 契約期間

契約締結日から令和6年6月28日まで

7 納品期日

契約期間のうち広域連合が指定する日（6月下旬、1週間程度）

※納品期日より前に納品しないこと。

8 納品場所

別添の「納品先・枚数一覧表」により仕分け、内容表示と数量を明記して梱包し、納品すること。（納品先は大阪府内で300件までとする。）

9 成果品に係る著作権等

- (1) 本業務に係る成果品の所有権及び著作権は全て成果品の引き渡し時に広域連合に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、広域連合の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、広域連合に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その侵害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

10 注意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、広域連合に質問し、その指示を受けること。
- (2) 納品に係る梱包・運搬等の諸費用を含むものとする。
- (3) 梱包方法について、ポスターに折り目がつかないものであること。
（※四つ折りにするものを除く。）
- (4) 契約後、速やかに工程表を提出すること。なお、正当な理由なく工程表の提出がない場合、または広域連合の指示に対して回答がない場合は、契約を解除することができるものとする。
- (5) 納品日時については、広域連合の担当者と十分な打合せをし、その指示により実施すること

11 問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合 総務企画課 総務係 天川

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

TEL 06-4790-2029

FAX 06-4790-2030